平成２８年（フ）第１１２６号
横浜市旭区上白根町806番地71
債務者　小峰やよみ
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢島　健生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５号
長崎県諫早市久山台50番地９
債務者　浦　　英文
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第８９１号
名古屋市東区徳川１丁目16番21号　スターハイム徳川２Ｃ号、住民票上の住所名古屋市南区汐田町５番12号
債務者　端崎　　稔
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪野　公夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９７６号
札幌市西区発寒13条４丁目１番26号　コーポ下沢202号
債務者　中川　道夫
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大町　英祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１６４号
相模原市中央区相模原１丁目１番23―1306号
債務者　小山　勝敏
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　一真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４２９号
兵庫県三田市狭間が丘５丁目５番地３棟801号、従前の住所兵庫県三田市つつじが丘北２丁目８番地10
債務者　赤坂　　哲
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３０号
兵庫県三田市狭間が丘５丁目５番地３棟801号、従前の住所兵庫県三田市つつじが丘北２丁目８番地10
債務者　赤坂美智子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５３号
兵庫県三田市大原767―11エトワール２―102、住民票上の住所兵庫県三田市末2210番地２
債務者　松本　　恵
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５７号
神戸市長田区大塚町７丁目１番10号　谷口ハイツ２Ｆ
債務者　岩本　貴子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７０号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番１―903号、従前の住所神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番１―1305号
債務者　兼松　卓也
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７６号
沖縄県那覇市古島１丁目30番地15　レオパレス古島ＨＩＧＡ104
債務者　砂川満寿美
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第５０号
松江市上乃木９丁目20番８号
債務者　錦織　玲子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
千葉県香取市大根1109番地
債務者　平山　里美
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第８２号
広島県福山市川口町２丁目16番41号　サンビレッジ川口Ａ202、住民票上の住所岡山県井原市高屋町902番地　安井コーポ202号
債務者　垣内　理恵（旧姓森定）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２２６号
熊本市中央区帯山３丁目16番18号　メモリーハイツ207
債務者　後藤　新一
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８０号
青森市大字野尻字今田16番地１
債務者　太田　明子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係